

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年2月24日（令和5年（行個）諮問第67号）

答申日：令和5年10月5日（令和5年度（行個）答申第78号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和4年特定月日付、大阪局特定番号のあっせん関係資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月14日付け大個開第4-687号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア あっせんを実施したが、虚偽の報告の可能性が出てきたため。（略）

イ 特定省が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する調査をしている。厚生労働省も動いてほしい。労働相談は機能していないのと同様、法律が追いついていない。罰則もなし。労働者は泣き寝入りの印象しかない。（略）

（2）意見書1ないし5

労働あっせんの内容に虚偽の疑いがある。（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和4年10月14日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年11月21日付け（同月25日受付）で

本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分について、一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、次のアからコまでに掲げる文書である。

ア あっせん処理票関係資料

イ 申請人提出資料①

ウ あっせん開始通知書

エ 事業場提出資料①

オ あっせん期日について

カ 申請人提出資料②

キ 事業場提出資料②

ク あっせんの実施について関係資料

ケ あっせん概要記録票

コ あっせん打切り通知書関係資料

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

文書1①、文書4③、文書7④、文書8⑦及び文書9⑧の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名、役職等が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ及びロ該当性

文書4②、文書7⑤、文書8⑥及び文書9⑨の不開示部分には、特定事業場の主張内容、任意の提出書類及び提出資料名等が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法78条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

また、あっせんは、個別労働紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づき実施しているものであるところ、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条においては、紛争当事者のプライバシー

保護の観点から、「あっせん委員が行うあっせんの手続は、公開しない。」と定められている。

同条にいう「あっせんの手続」とは、「具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものである。したがって、あっせん期日における手続の傍聴を認めないことに限らず、あっせん期日においてなされた紛争当事者の主張の内容や提出された資料等、あっせん申請書等あっせん申請の際に提出された関係書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等当該あっせん事案に係るすべての事項が非公開となるものである。」（厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室編「個別労働紛争解決促進法」（財団法人労務行政研究所、2001年）145頁）とされている。

よって、上記不開示部分に含まれる特定事業場の主張内容、任意の提出書類及び提出資料名等の情報は、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体を含め、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法78条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条7号柱書き該当性

文書4②、文書7⑤、文書8⑥及び文書9⑨の不開示部分は、特定事業場の主張内容、任意の提出書類及び提出資料名等が含まれている。これらは、開示することにより、特定事業場があっせんに応じることや労働局に対し事実を述べることを、資料を提示することをちゅうちょすることが懸念されるなど、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度で、手続きの非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表の「新たに開示する部分」欄に掲げる情報については、法78条各号に定める不開示情報に該当しない情報であることから、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」において、開示を求める理由を記載しているが、上記3(2)で述べたとおり、法に基づく開示請求については法78条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示としていた部分のうち、別表の「新たに開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示した上で、別表の「不開示部分」欄に掲げる情報については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同月17日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 同月23日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑥ 同月30日 審査請求人から意見書3及び資料を收受
- ⑦ 同月31日 審査請求人から意見書4及び資料を收受
- ⑧ 同年6月16日 審査請求人から意見書5及び資料を收受
- ⑨ 同年9月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑩ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番2は、特定事業場からあっせん委員に提出された資料及び同資料の送付状における記述の一部である。当該部分は、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が推認できる情報であり、また、その記載内容からすると、これを開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして

合理的であるとも認められない。また、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条2号該当性

通番1は、あっせん処理票の「⑩紛争当事者(事業主)」欄のうち、「本人」欄、「代理人」欄及び「補佐人」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名、所在地及び電話番号、通番3は、特定事業場からあっせん委員に提出された資料の送付状に記載された特定事業場関係者の職氏名、通番4は、特定事業場からあっせん委員に提出された資料に記載された特定事業場関係者の職氏名及び「氏名(ふりがな)」欄、「住所又は事務所所在地(電話番号)」欄及び「職業(勤務先)(電話番号)」欄に記載された特定事業場関係者の氏名、事務所所在地及び電話番号、通番7は、事情聴取書(あっせん)の「事情聴取の対象者職氏名」欄の「氏名」欄ないし「連絡先」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名及び電話番号、通番8は、あっせん概要記録票の「紛争当事者」欄の「事業主」欄のうち、「代理人」欄及び「補佐人」欄の「職氏名」欄ないし「電話」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名、事務所所在地及び電話番号である。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

(1) 通番2は、特定事業場からあっせん委員に提出された資料及び同資料の送付状、通番6⑥bは、「あっせん事案の概要」の「被申請人の主張」欄のうち「紛争の経緯」欄及び「本件解決案」欄、通番6⑥dは、事情聴取書(あっせん)の「紛争の経緯」欄及び「本件解決案」欄、通番9⑨bは、あっせん概要記録票の「あっせんの概要」欄に記載された同事業場の主張、反論等である。

当該部分は、本件あっせん事案についての特定事業場の主張又は反論の具体的かつ詳細な内容及び経緯に関する関係資料であり、これを開示すると、被申請人である特定事業場その他の関係者からの協力が得られなくなるなど、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 通番5は、特定事業場からあっせん委員に提出された資料に記載された、本件あっせん事案についての特定事業場の対応である。

当該部分は、これを開示すると、被申請人である特定事業場その他の関係者からの協力が得られなくなるなど、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 通番6⑥a及びcは、「あっせん事案の概要」の「被申請人の主張」欄のうち「申請人について」欄及び事情聴取書（あっせん）の「申請人について」欄に記載された特定事業場の実態に関する情報、通番9⑨aは、あっせん概要記録票の「紛争当事者」欄の「事業主」欄のうち「本人」欄の「電話」欄に記載された電話番号であり、これらの部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁			2 原処分における不開示部分				3 2欄のうち開示すべき部分
			新たに開示する部分	不開示部分	該当条文	通番	
1	あっせん処理票関係資料	1ないし6	—	① 1頁「⑩紛争当事者(事業主)」欄のうち, 「本人」欄の「所在地」欄2行目ないし「TEL」欄, 「代理人」欄及び「補佐人」欄の「職氏名」欄ないし「TEL」欄	2号	1	—
2	申請人提出資料①	7ないし69	—	—	—	—	—
3	あっせん開始通知書	70ないし72	—	—	—	—	—
4	事業場提出資料①	73ないし104	104頁右記以外の不開示部分	② 74頁2行目ないし103頁, 104頁8行目	3号イ及びロ, 7号柱書き	2	74頁1行目, 75頁1行目, 17行目, 104頁8行目1文字目ないし13文字目
				③ 104頁12行目ないし13行目	2号	3	—
5	あっせん期日について	105ないし106	—	—	—	—	—
6	申請人提出資料②	107ないし129	—	—	—	—	—
7	事業場提出資料②	130ないし131	130頁右記以外の不開示部分, 131頁右記以外の	④ 130頁4行目(最終文字を除く。), 131頁「氏名(ふりがな)」欄, 「住所又は事務所所在地(電	2号	4	—

			不開示部分	話番号)」欄, 「職業(勤務先)(電話番号)」欄			
				⑤ 130頁6行目11文字目ないし18文字目	3号イ及びロ, 7号柱書き	5	—
8	あっせんの実施について関係資料	132ないし137	133頁右記以外の不開示部分, 136頁右記以外の不開示部分	⑥ a 133頁「被申請人の主張」欄のうち, 「申請人について」欄2行目5文字目ないし最終文字 ⑥ b 133頁「被申請人の主張」欄のうち, 「紛争の経緯」欄, 134頁右欄1行目ないし33行目, 「本件解決案」欄35行目ないし最終行 ⑥ c 136頁「申請人について」欄2行目5文字目ないし最終文字 ⑥ d 136頁「紛争の経緯」欄, 137頁1行目ないし26行目, 「本件解決案」欄28行目ないし最終行	3号イ及びロ, 7号柱書き	6	—
				⑦ 136頁「事情聴取の対象者職氏名」欄の「氏名」欄ないし「連絡先」欄	2号	7	—
9	あっせん概要記録票	138	—	⑧ 「紛争当事者」欄の「事業主」欄のうち, 「代理人」欄及び「補佐人」欄の「職氏名」欄ないし「電話」欄	2号	8	—
				⑨ a 「紛争当事者」欄の「事業主」欄のうち, 「本人」欄の「電話」欄 ⑨ b 「紛争当事	3号イ及びロ, 7号柱書き	9	—

				者」欄の「事業主」欄のうち、「あっせんの概要」欄7行目ないし8行目			
10	あっせん打切り通知書関係資料	139 ないし 151	—	—	—	—	—

(当審査会注)

文書7の④，文書8の⑥及び⑦，文書9の⑨に係る2欄の該当箇所の記載方法は，当審査会事務局において整理した。